

1. 意見募集の結果について

意見の募集期間	令和8年2月20日（金）から令和8年3月13日（金）まで
意見の公開場所	松江市ホームページ、松江市役所本庁及び支所行政資料コーナー、国際観光課
意見提出者数	2名
意見の提出数	9件

2. ご意見・ご質問の概要と市の考え方について

	いただいたご意見・ご質問（原文）	回答
1	松江市営バスは地方自治法上の「公の施設」に該当すると認識しております。該当箇所の「公共施設」や「行政・生活情報」に市営バス車両や市営バス関連情報も含まれるのではないかと思います。行き先表示や運賃表示、車内放送、乗務員の語学教育など、多言語対応が殆ど行われていません。バス停の多言語対応も松江駅など限定的です。本計画により、市営バスの多言語対応の予算を市役所の一般会計で確保し、市役所主導で市営バスの多言語対応を実施すべきと考えます。	市営バスの多言語対応については、令和2年3月に導入した「まつえ・いずも バスナビ」により、時刻表や経路案内、各バス停へのバス接近情報等の情報を4ヶ国語（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語）で提供しており、ウェブで閲覧できるほか、松江駅など主要バス停5か所に設置した情報端末にて情報提供を行っています。また、主要交通結節点である川津バス停の待合環境整備や、市内の各バス停上屋の更新にあわせて、バス停名称の多言語表示を行う予定です。本プランに基づき、市営バスを運行する交通局及び市長部局双方が主体的にかつ連携して、外国人を含め、誰もが利用しやすいバスの利用環境整備に向けて、取り組んでまいります。
2	制度的・文化的背景の違いへの慎重な配慮 文化的慣習や法制度の背景が大きく異なる場合、地域社会との間に摩擦が生じる可能性も想定されます。受け入れを前提とするのではなく、地域社会への影響や適合性を客観的に検証し、段階的かつ慎重に進めることが重要であると考えます。	多文化共生社会の実現は、単に受け入れを進めることではなく、地域社会の皆様と外国人住民双方が、地域のルールやマナーを正しく理解し、尊重し合うことで初めて成り立つものと考えております。しまね国際センターや外国人材の受け入れ企業、監理団体、外国人コミュニティと連携して、地域社会との摩擦が生じないように、相互理解を深めるための啓発活動や相談体制の充実を図ってまいります。
3	人口構成の変化と地域社会への影響 外国人住民の増加に伴い、地域社会の意見構成や政策ニーズが変化する可能性があります。多様性の尊重は重要ですが、急激な人口構成の変化は地域コミュニティの安定性に影響を与えることも考えられます。中長期的な見通しを示しながら慎重に検討することを求めます。	労働力の確保のため、市内企業でも外国人材の雇用が進む傾向にあります。地域に住む住民同士の相互理解を深めるための交流機会の創出や相互理解を深めるための啓発活動をとおして、地域コミュニティでの日本人と外国人とがともに安心して暮らせるよう環境整備を進めていきます。

4	<p>財政的持続可能性と市民への説明</p> <p>教育、福祉、生活支援等に係る公的負担については、市民に分かりやすい形で情報開示を行い、税負担との均衡や将来的な財政影響を明示していただきたいと思います。持続可能性の観点から継続的な検証を求めます。</p>	<p>行政サービスは国籍にかかわらず法令に基づき適正に提供しております。今後も予算・決算の公表など分かりやすい情報提供に努めるとともに、中期財政見通し等を通じ財政の持続可能性についても継続的に検証を行ってまいります。</p>
5	<p>ルール遵守の明確化</p> <p>共生の前提として、日本の法令および地域社会の規範を尊重することを計画上に明確に位置づけ、問題が生じた場合の対応方針についても整理しておくことが必要と考えます。</p>	<p>外国人住民についても法令や生活ルールの遵守は重要と認識し、本プランについても、P19にその必要性を記載しています。多言語化した生活情報を明記したハンドブックの配布などトラブルの未然防止に努めるとともに、問題発生時は警察や出入国在留管理庁など関係機関と連携し適切に対応し、安全安心と共生の両立に努めてまいります。</p>
6	<p>相談支援体制の位置づけ</p> <p>外国人住民向けの相談体制については、市が広範な生活課題を直接担う形ではなく、まずは本人による自助努力および本国の在外公館（大使館・領事館）等の既存制度の活用を基本とし、市は必要に応じて関係機関につなぐ補完的・橋渡しの役割を中心とすることが望ましいと考えます。限られた行政資源の有効活用の観点からも、役割分担の明確化を求めます。</p>	<p>しまね国際センターや出入国在留管理庁などの関係機関との連携を強化し、市は相談窓口として「つなぎ役」としての機能を高めるとともに、住民の自立を促す環境づくりに努めてまいります。</p>
7	<p>通訳体制の整備について</p> <p>通訳体制の充実については、その必要性を否定するものではありませんが、一律の増員を前提とするのではなく、利用実績や費用対効果を踏まえた検証を行うべきと考えます。ICTの活用等により効率化を図り、必要性が客観的に確認された分野について段階的に整備することが望ましいと考えます。</p>	<p>通訳体制の整備については、市職員の増員を前提とするのではなく、先進自治体の研究を行い、ICTを活用した遠隔通訳システムの導入等、効率的かつ持続可能な体制構築について検討を進めることとしています。</p>
8	<p>他自治体事例の検証と安全・安心の確保</p> <p>他自治体においては、文化的摩擦や地域トラブルが課題となった事例も報告されています。本市において同様の問題が生じないよう、客観的データに基づく影響評価を行い、必要に応じて適切な対策を講じる体制整備を要望します。</p>	<p>住民間のトラブルについては、まずは当事者間での話し合いによる解決が望ましいと考えます。本市としては生活ルールの周知などトラブルの未然防止に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応してまいります。また、犯罪や安全安心に関わる事案は警察と連携し、地域の安全確保と多文化共生の両立に努めてまいります。</p>

9	<p>定期的な検証と市民合意</p> <p>計画の進捗や地域への影響について定期的に検証し、その結果を公表する仕組みを設けることで、透明性を高め、市民の理解と合意を得ながら進めていただくことを求めます。</p>	<p>本プランにつきましては、年度ごとに外部委員による検証をおこなってまいります。また、5年毎にプランの改定をおこなってまいりますので、今回の改定と同様にパブリックコメントや市民アンケートを実施することになります。引き続き、市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、多文化共生の取組みを進めてまいります。</p>
---	---	--